

Weekly Accounting Review

2010年6月16日 (No.060)

株式会社エスネットワークス

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計①／「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義について」の公表について
- 会計②／「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(案)」に対する意見について

【先週の特別損益等 I R】

- 株式会社ユニバーサルエンターテインメント：株式譲渡価値見直し損の計上
- 株式会社ゼンショー：資産除去債務の計上

【先週の会計監査人交代等 I R】

※全3件御座いました。

1. 「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義について」の公表について（6月15日）

日本公認会計士協会は「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義について」を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/20_14.html

当該報告書によると、会計基準のコンバージェンスにより、固定資産の耐用年数を税務上の耐用年数ではなく、経済的耐用年数とした場合、現在の税務における損金経理要件を前提とすると、経済的耐用年数が税法上の耐用年数より長い場合、企業が税務上のメリットを受けられなくなってしまうと述べております。そのため、税法において確定決算主義を放棄もしくは損金経理要件の撤廃が必要であるということを提言しております。

ショート・コメント

I F R Sの適用において、個別財務諸表においてはI F R Sの強制適用はないという状況ですが、連結財務諸表をI F R Sで作成するためには、当然個別財務諸表及び子会社の財務諸表をI F R Sで作成する必要があります。そのような状況の下、税法上の観点（＝税務メリットの享受のための観点）から日本基準の個別財務諸表作成とI F R Sでの連結財務諸表作成両方を行うことは、企業にとって非常に事務負担が大きいものとなります。そのため、上記のような議論が必要となると考えられます。

2. 「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(案)」に対する意見について（6月8日）

日本公認会計士協会は「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(案)」に対する意見を提出しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/33513472.html

「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（案）」においては、納税主体である親会社が保有する連結子会社を将来連結納税子会社とすることについて意思決定がなされ、実行される可能性が高い場合には、将来その加入が行われるものとして繰延税金資産の回収可能性を判断するとしております。

それに対し、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第75項においては取得企業の繰延税金資産の回収可能性について、企業結合による影響は企業結合年度から影響させる（＝子会社が連結納税子会社となった年度から繰延税金資産の回収可能性を判断すべき）としております。

これらの規定が整合していないため、当該意見書は上記規定の整理を求めています。

ショート・コメント

上記のような規定の矛盾は、企業ごとに会計処理が異なるような状況を生み出してしまい、財務諸表の比較が難しくなってしまいます。どちらかの考えに統一した基準への変更が望まれます。

3. 先週の特別損益等IR（6月7日～6月11日）

（1）株式会社ユニバーサルエンターテインメント（証券コード6425、JASDAQ）：株式譲渡価値見直し損の計上【6月8日】

株式会社ユニバーサルエンターテインメントは平成21年3月期において連結子会社であるAruze Gaming America, Inc.の株式を譲渡し、譲渡価額を23億円としておりましたが、帳簿上に記載されている資産が実体の価値を持たないことが判明したことから、株式譲渡価値見直し損2,321百万円を特別損失に計上することとしました。連結子会社であれば、当然監査対象となっていたはずであり、当該子会社の資産に実体が無かったということについてはなかなか考えられないものでありますが、上記以上の説明はされておられません。

なお、株価は発表日直前終値1,500円から発表日翌日終値1,430円と70円下落しております。

（2）株式会社ゼンショー（証券コード7550、東証一部）：資産除去債務の計上【6月11日】

株式会社ゼンショーは資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い、店舗の一部について土地所有者と事業用定期借地権契約を締結していることに伴い、資産除去債務を約11億円計上し、既に経過している3億円を特別損失に計上することとしました。

借地権のうち、事業用定期借地権については、通常契約終了時に土地を更地にして所有者に返却する必要があるため、土地の上に存在する建物等の除去費用が資産除去債務として計上されることとなります。それに対し、一般定期借地権については、土地を賃借人が借り続ける意思がある限り、賃借ができるため、除去費用の発生時期が見積もれないこととなり、当該除去費用に対応する資産除去債務は計上しないこととなります。

なお、株価は発表日直前終値860円から発表日翌日終値880円と20円上昇しております。

4. 先週の会計監査人交代等 I R (6月7日～6月11日)

先週の会計監査人交代等 I Rは以下の通りです。

月日	会社名	市場(番号)	就任監査人	退任監査人	交代理由
6月8日	フィデック	東証一部(8423)	ビーエー東京監査法人	有限責任監査法人トーマツ	任期満了
6月11日	若築建設	東証一部(8423)	あずさ監査法人	有限責任監査法人トーマツ	任期満了
6月11日	塩見ホールディングス	大証二部(2414)	やよい監査法人	清和監査法人	監査法人の辞任

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t.hashimoto@esnet.co.jp